

松本市指定特定施設入居者生活介護事業者募集要項

〔 令和 8 年度指定分
指定（介護予防）特定施設入居者生活介護（混合型）
指定特定施設入居者生活介護（介護専用型） 〕

1 公募の趣旨

第9期介護保険事業計画に基づき、(介護予防)特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所を整備するにあたり、質の高い福祉サービスを継続的に提供できる者を公募により選定を行います。

なお、整備年度の早期に事業が着手できるよう、令和7年度中に公募を行うものです。

2 整備年度

令和8年度(令和9年3月31日までに転換すること。)

3 募集する事業の種類、整備数

(1) 特定施設入居者生活介護(混合型) 計75床分

(2) 特定施設入居者生活介護(介護専用型) 計54床分

(3) 転換は、既存の市内「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」から転換し、(介護予防)特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限りま

す。転換の希望人数は原則施設定員と同数としますが、特定施設入居者生活介護の指定部分の明確な区画が可能であれば、施設定員と異なる希望人数も申請可能とします。

4 日常生活圏域

圏域を限定せずに募集を受付けます。

5 応募書類受付期間等

(1) 受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年8月19日(火)まで

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

※ 土・日曜日、祝日は除きます。

(3) 受付(提出)場所

高齢福祉課 介護給付担当 【本庁舎北別棟1階】

詳細は「16 提出先及び問合せ先」をご覧ください。

(4) 提出にあたっての注意事項

ア 応募書類の提出にあたっては、事前協議書による協議を行ってください。

事前協議書提出の締切りは、7月25日(金)必着です。

イ 事前協議書及び応募書類については説明等いたしますので、事前に電話連絡をして持参してください。持参できない場合は、ご相談ください。

【連絡先：0263-34-3213】

ウ 資料の追加又は修正等をお願いすることがありますので、日程に余裕をもって提出してください。

6 応募要件

(1) 資格

応募資格において、次のアからケまでの項目をすべて満たす法人とします。

- ア 応募書類提出日において、法人であること。併せて、松本市内で「住宅型有料老人ホーム」又は「サービス付き高齢者向け住宅」として登録あるいは届出ていること。
- イ 介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第2項及び第115条の2第2項の各号の規定に該当しないこと。
- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 松本市暴力団排除条例（平成24年松本市条例第3号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と関係がある者でないこと。（選定後であっても、その事実が判明した場合は、選定結果を取り消します。）
- カ 応募事業者自らが転換あるいは増員し、指定を受けるものであること。
- キ 法人と代表者に税等の滞納がないこと。
- ク 介護を必要とする高齢者の様々なニーズに応えることができる能力、資金及び意欲を有しており、長期的に安定した運営が見込めること。
- ケ 当該事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の整備等に関する補助金の交付がない場合においても、自己資金等により実施できること。

(2) 事業所の用地

事業所の用地（以下「用地」という。）において、次のアからオまでの項目を全て満たすものとします。

- ア 特定施設入居者生活介護への転換にあたり、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、都市計画法、文化財保護法、その他土地に係る法的規制について、関係部局等と事前に協議を行い確認したものであること。
- イ 抵当権等の施設存続の支障となり得るような権利設定がないこと、又は、その権利の抹消が確実であること。
- ウ 用地については原則としてその所有権を取得すること。
- エ 用地の所有権を取得することが困難な場合は賃借も可能であるが、この場合は、事業の存続に必要な期間の地上権又は借地権を設定し、これが登記されていること。
- オ 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）」に基づいて指定された土砂災害特別警戒区域（いわゆるレッドゾーン）でないこと。

なお、最新の市防災マップにより、用地における自然災害等のリスクを把握し、その内容と事業者としての対応について様式7に詳細に記入すること。（土砂災害警戒区域（いわゆるイエローゾーン）及び浸水想定区域については、用地として制限はないが望ましくない。選定事業者として決定した場合、指定にあたり必ず避難計画を策定すること。）

(3) 事業所の建物

事業所の建物において、次のアからエの項目を全て満たすものとします。

- ア 建物については原則としてその所有権を取得すること。
- イ 建物の所有権を取得することが困難な場合は賃借も可能であるが、この場合は、

事業の存続に必要な期間の賃借権を設定し、これが登記されていること。

ウ 公募内容に示す定員等に沿った建物であること。

エ 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、老人福祉法、介護保険法、建築基準法、消防法及びその他関係法令を遵守したものであること。

なお、確認した内容については、様式6に詳細を記入してください。

(4) 松本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、松本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、老人福祉法、松本市有料老人ホーム設置運営指導指針等関係する規定を留意したものであること。

(5) 関係部署との事前調整

6(2)~(4)については、受付までに必要な関係部署と事前調整を行い、その指導を遵守してください。確認した内容は、様式6、7にて詳細を記入してください。

主な関係部署は下表のとおりです。

区分	主な担当部局	電話番号
建築・開発	松本市建築指導課	34-3255 (建築)
		34-3285 (開発)
消防・防災	松本市消防防災課	33-1191
その他	所轄消防署等	

(6) 指定年度

整備年度に介護保険法で定める事業所の指定を受けるものとします。

7 提出書類

応募に当たっては、別紙「提出書類一覧表」に示す応募書類を令和7年8月19日(火)までに提出してください。

各様式については、松本市ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/site/kourei/144298.html>

8 応募書類作成における留意事項

(1) 応募書類は、正本1部、副本(正本をコピーしたもので可)1部をご用意ください。

(2) 応募書類の綴じ方は、以下のとおりとします。

ア フラットファイル等を用いて、A4判(縦)の左穴あけ綴りとし、ファイルの表紙及び背表紙に、法人名及び「(介護予防)特定施設入居者生活介護事業者(混合型)公募申込書類」、もしくは「特定施設入居者生活介護事業者(介護専用型)公募申込書類」と記載してください。正本については、項目ごとに文字表記のインデックスを付けてください。(申請書類そのものに貼付せず、別紙を挟みこんだうえでインデックスを貼付してください。)

イ ページは、付けないでください。

ウ 正本と副本の記載内容が異なることのないようにしてください。

9 入居者、家族等への説明について

入居者、家族等への説明については、次のとおりとします。

- (1) 入居者全員及び家族等（以下「入居者等」という。）を対象に、サービス内容、料金等についての説明会を応募書類提出日以前に実施し、同意を得てください。
- (2) 応募書類に対する、入居者等の意見が示された書類（事業の開始に係る同意書）を添付してください。
- (3) 入居者等への説明は、「松本市の（介護予防）特定施設入居者生活介護の事業者に応募するための事前説明である。現時点では事業が確定したのではなく、公募に応募して選定されなければ事業を行うことができない。」という前提において、誤解のないように十分注意をしてください。

なお、計画は既存入居者の処遇に十分に配慮し、入居者等への説明においても、同意書を形式的に求めるのではなく、事業が円滑に実施できるように、理解と協力が得られるよう努めてください。

10 選定方法等

(1) 選定方法

ア 応募書類の適否、内容等について書類審査を行います。

イ 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会（以下「分科会」という。）にて本審査を行います。施設整備及び運営等についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

なお、プレゼンテーションの日程等については、別途通知します。

ウ 本審査は、書類審査及びプレゼンテーションの結果等を総合的に判断したうえで順位付けを行い、候補者の選定をします。

エ 当該審査結果に基づき、募集定員数を上限として、上位の選定候補者から順に、応募に係る人数を配分していきます。

なお、次順位の選定候補者の希望人数が、残数を上回る場合、基本的なコンセプトに変更がなく、残数における整備への変更が可能である場合は、当該次順位の選定候補者と希望人数の変更を協議します。当該次順位の選定候補者が残数と同じ人数に変更を希望する場合は、当該次順位の選定候補者を選定します。

当該次順位の選定候補者が残数における整備への変更を不可と判断できる場合、あるいは、人数の変更を希望しない場合は、さらに下位の選定候補者と同様の協議をします。

オ 選定事業者は、市長が決定します。

(2) 主な審査項目

ア 応募の動機

イ 事業理念、基本方針

ウ 地域に開かれたサービス

エ 医療機関等との連携

オ 事業所の建物・立地条件

カ サービスの質の確保

キ 防災・衛生管理等安全対策

ク 事故防止・苦情処理における取組み

ケ 事業計画の特色

コ 入居者、家族等関係者に対する説明及び同意の状況

サ 安定的な運営

シ 介護サービス事業の実績

(3) 選定結果の通知

選定結果は、応募を受理した応募事業者に文書で通知します。

(4) 選定結果等の公表

申込事業者数及び選定事業者名等は、ホームページで公表します。

(5) その他

ア 審査結果が最上位であっても、応募要件に沿わない、評価点の合計が基準点に満たない又は評価が著しく低い審査項目がある者は、選定候補者としません。

イ 選定事業者を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を市に提出してください。

この場合、次点以下の者と協議を行い選定します。（一定以上の基準を満たしている選定候補者に限る。）

ウ なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合があります。

11 応募を受理できない場合等

次のいずれかに該当する場合は、応募を受理できない、又は無効もしくは失格となります。

(1) 公募内容に適合しない場合

(2) 応募書類において、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 応募期間中に提出すべき書類が全て揃わない場合

(4) 1法人から2か所以上の事業計画の提出があった場合

(5) 応募書類の提出後に市の許可なく事業内容を変更した場合

(6) プレゼンテーションに出席しない、又は虚偽の説明等を行った場合

(7) 応募に係る採否の働きかけを行う等の目的で、応募事業者又はその関係者が、分科会の委員に対し、直接、間接を問わず連絡を求め又は接触した場合

(8) 応募書類に虚偽の記載があった場合

(9) 選定事業者決定後に用地に変更が生じた場合

(10) 選定事業者決定後に事業計画等に大幅な変更が生じた場合

(11) 選定事業者決定後に事業主体となる法人の法人格に変更が生じた場合

(12) 法令等により事業所の整備が認められない場合

(13) その他不正行為等があった場合

12 選定事業者決定後の手続き

選定事業者として決定された事業者は、事業所の指定、変更が行われるよう、速やかに進めてください。

決定後の事業計画（事業所の設計等に係る内容を含む。）の変更は、当該事業所の利用者等へのサービス向上に資する等市長が認めた場合を除いてできません。

また、選定事業者の決定をもって事業所の指定を保証するものではありません。施設の転換に当たっては、老人福祉法に基づく、施設の設置認可・届出、介護保険の指定等の手続きが別途必要となります。

計画の変更により、募集要件を満たさなくなったことが判明した場合は、その時点にて選定を取り消します。また、選定事業者であっても、「6 応募要件」にある法的な基準に満たない場合は、指定を行いません。

13 応募に関する留意事項

- (1) 応募者は、応募書類の提出をもって、応募要件等の公募内容を承諾したものとみなします。
- (2) 本公募以外の介護サービス事業所の併設の計画がある場合は、応募事業者から提案してください。(短期利用型特定施設入所者生活介護の届出予定を含む。)
- (3) 応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。
- (4) 応募書類の提出、プレゼンテーション等に要する諸経費は選定結果に関わらず、松本市は一切負担しません。
- (5) 応募の取下げをする場合は、応募取下書(任意様式)を松本市に提出してください。
- (6) 応募に関する質問は、「松本市公募に関する質問票」に具体的にご記入のうえ、電子メールで、下記「16 提出先及び問合せ先」まで提出してください。ただし、応募状況の問い合わせには、一切お答えできません。

質問の受付は、令和7年7月14日(月)までとします。提出された全ての質問とその回答については、令和7年7月18日(金)までに松本市ホームページに掲載します。

14 施設整備等の補助について

- (1) 県による令和8年度補助事業の内容が未定であるため、事業計画(資金計画等)は、補助無しの内容で作成してください。
- (2) 補助申請については、県による施設整備等の補助が実施された場合に限り、選定事業者として決定した事業者と別途協議するものとします。
- (3) 施設整備事業に係る施工業者の決定においては、工事価格等の適正化を図るため一般競争入札とすることを条件とし、補助金の交付申請を行う場合は、入札の経過がわかる書類等を提出していただきます。
- (4) 補助事業により取得した財産については、補助金の目的に反して使用、譲渡、貸し付け、取壊し、廃棄等をしてはならないものです。処分を行った際は減価償却期間の残存年数に応じて補助金の返還が必要になる場合があります。そのため、補助金の活用は事業の持続性等について十分考慮してください。

15 その他

当該要項に定めのないものについては、別に市長が定めるものとします。

16 提出先及び問合せ先

〒390-8620 松本市丸の内3番7号

松本市 健康福祉部 高齢福祉課 介護給付担当(本庁舎北別棟1階)

担 当 三井、岸川

電 話 0263-34-3213(直通)

FAX 0236-34-3016 E-mail kaigo@city.matsumoto.lg.jp